

平成29年第2回砂川市議会定例会

平成29年6月12日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 6号 議会改革特別委員会中間報告
- 日程第 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 7 議案第 3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

増井 浩一議員

武田 圭介議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 6月12日 3日間
至 6月14日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 報告第 6号 議会改革特別委員会中間報告

日程第 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて

日程第 7 議案第 3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を
廃止する条例の制定について

議案第 4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第 6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税
免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につ

- いて
- 議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長 飯澤明彦君

副議長 水島美喜子君

議員 増井浩一君
増山裕司君
佐々木政幸君
武田圭介君
北谷文夫君
小黒弘君

議員 多比良和伸君
中道博武君
武田真君
辻勲君
沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長	熊崎一弘
兼会計管理者	
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 峯田 和 興

事務局次長 川端 幸 人

事務局主幹 山崎 敏 彦

事務局係長 渡部 秀 樹

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成29年第2回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増井浩一議員及び武田圭介議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、全国市議会議長会第93回定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

○議会事務局長 峯田和興君 今回受彰されました方のお名前を申し上げますので、質問席の前までお進み願います。

一般表彰、議員10年以上、飯澤明彦議員。

同じく、水島美喜子議員。

なお、飯澤議長につきましては、既に授与されておりますので、報告のみとさせていただきます。

〔表彰伝達〕

以上で表彰の伝達を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月14日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

5 ページ、総務部政策調整課の関係では、1 点目の「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」推進の取り組みについて、3 月 28 日、第 1 回砂川市まち・ひと・しごと創生本部会議を開催し、「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」掲載事業の実績等の報告、地方創生推進交付金申請事業に係る計画変更等について協議したところであります。また、3 月 29 日、第 1 回砂川市総合戦略推進委員会を開催し、「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」掲載事業の実績等の報告、地方創生推進交付金申請事業に係る計画変更等について協議したところであります。

次に、2 点目の砂川市第 6 期総合計画第 3 次実施計画の策定について、3 月 30 日、本市の目指す「安心して心豊かに いきいき輝くまち」の実現に向け、砂川市第 6 期総合計画で示した基本施策の目標及び基本事業の狙いに基づき、総合的、経済的かつ計画的な事業の推進を図るため、事務事業単位での総合評価に加え、平成 27 年度末で中間年である 5 年を経過したことから、中間評価として基本事業単位での中間目標値の達成度について評価・反映し、平成 29 年度から 32 年度に実施すべき事業を具体的に示した砂川市第 6 期総合計画第 3 次実施計画を策定したところであります。

次に、3 点目の地域再生計画及び平成 29 年度地方創生推進交付金について、4 月 6 日、砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業のうち、先駆的・優良事例の横展開を図る事業について地方創生推進交付金を活用するため、これに必要な地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、内閣総理大臣に提出したところであります。また、4 月 28 日、同交付金について全額が交付対象事業となった旨の内示があったことを受け、5 月 11 日、交付申請を行ったところであります。

次に、4 点目の砂川市総合教育会議について、4 月 11 日、第 1 回会議を開催し、いじめアンケートに係る集計結果について意見交換を行ったところであります。

次に、7 ページ、庁舎建設推進課の関係では、1 点目の砂川市庁舎建設検討審議会について、3 月 24 日、第 6 回審議会を開催し、砂川市庁舎建設基本構想（答申）について決定し、答申を行ったところあります。また、4 月 19 日、公民館ラウンジにおいて審議会委員 6 名による第 2 回審議会ワーキンググループ会議を開催し、基本計画の策定に向けて「市民交流・協働の拠点として市民が集いやすい施設としての複合機能・規模、「公民館・図書館機能との役割分担」などについて意見交換を行ったところあります。

次に、2 点目の砂川市庁舎建設基本構想（案）に対するパブリックコメントについて、4 月 1 日から 4 月 30 日まで、砂川市庁舎建設基本構想（案）に対するパブリックコメントを実施したところ、1 名から 1 件の意見があり、意見の概要と市の考え方を市ホームページで公表したところあります。

次に、3 点目の砂川市庁舎建設基本構想の策定について、5 月 18 日、庁舎建設検討審

議会からの答申及びパブリックコメント等を踏まえ、庁舎建設の基本的な考え方をまとめた砂川市庁舎建設基本構想を策定したところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として、旗の波街頭啓発など13の運動を実施しております。うち、飲酒運転撲滅の日である6月6日に地域交流センターゆうにおいて「飲酒運転撲滅集会」及び「1市3町交通事故セーフティ運動総決起大会」を開催したところであります。

次に、14ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月25日・26日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を実施したところであります。実施区間は、国道12号、北5丁目から南12丁目までの総延長2,300メートル、植樹柵数は279柵、花種はマリーゴールド5,520株、柵管理者は地先商店主等の194人です。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、5月29日・30日の両日、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて、植樹柵やプランターに植花を行ったところであります。実施区間は、道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で、総延長300メートル、植樹柵数は37柵、花種はマリーゴールド2,640株、柵管理者は地先商店主等の28人です。

次に、15ページ、5点目の滝川砂川着地型観光推進協議会設立総会について、4月13日、民間企業・団体とたきかわ観光協会、砂川観光協会等が連携して、地域の自然・景観・文化・産業等の地域資源を活用し、それらを生かした着地型観光事業の振興により人的交流の促進を図り、地域の活性化に寄与することを目的に滝川砂川着地型観光推進協議会が設立されたところであります。

次に、17ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、地温の影響などにより一部の農作物で活着の停滞が見られるものの、好天に恵まれたこともあり、平年並みの生育状況であります。

次に、22ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は8件、168万6,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は8件、563万5,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は2件、44万円をそれぞれ交付したところであります。また、子育て支援として、子育て世帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、(1)永く住まいる住宅改修補助金は3件、16万7,000円を上乗せし、(2)まちなか住まいる等住宅促

進補助金は7件、120万円を加算してそれぞれ交付したところであります。また、移住、定住促進として、砂川市に移住された方に対し新規移住祝金をそれぞれ交付しておりますが、1件20万円相当の商品券を交付したところであります。

次に、24ページ、2点目の平成29年度附属看護専門学校の入学状況について、一般入学受験者70名のうち合格者19名、推薦入学試験合格者13名、合計32名の学生が4月13日に入学したところであります。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生35名・2年生33名・3年生36名の総数で104名となったところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の小中学校の現況について、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は小学校の普通学級で砂川小学校が2学級、特別支援学級で北光小学校が1学級、それぞれ増加して計3学級増加、中学校の普通学級で石山中学校在籍者が1学級減少、特別支援学級で砂川中学校が1学級増加したことから増減なく、全体で3学級の増加となりました。児童生徒数は、小学校で25名、中学校で22名、それぞれ減少し、全体で47名の減少となりました。教職員数は、小学校で2名増加、中学校で1名減少し、全体で1名の増加となりました。

2点目のスクールソーシャルワーカーの配置について、学校だけでは解決が難しい家庭の課題等に対して、福祉や教育に関する専門的な知識等を用いて支援を行うため、4月1日から学校教育係に配置しました。5月に各小中学校を訪問して児童生徒の現況を確認したところであり、今後学校や福祉事務所等との連携を図りながら、家庭への働きかけを進めていくこととしています。

3点目の放課後学習サポート委託事業について、6月5日から、小学校4年生から6年生を対象に、望ましい学習習慣が身につくことを目的として、学校の授業の進度によらない基礎基本の定着を図る内容の講習を開始しました。民間学習塾への委託により、公民館を会場として、夏・冬休みを除く6月から2月までの間、学年ごとに年間で15回ずつ国語と算数による講習を行う予定であり、4年生から6年生まで合計で5月末時点で45名登録しております。なお、事業の説明会を5月18日から20日までの3日間、公民館で実施し、38名の保護者が参加しました。

4点目の体罰に係る実態調査の結果について、北海道教育委員会による平成28年度中に発生した体罰の実態調査について、中学生2名から他の生徒に係る体罰を目撃したとい

う回答がありました。調査した結果、同一の行為に関するもので、事故者が授業中に生徒2名の頭部を教科書でたたいた事実が判明したため、空知教育局へ報告するとともに、当該校に対して再発防止に向けた取り組みの徹底を指導したところであります。なお、この2名の生徒にけがはありませんでした。

2ページになります。次に、社会教育課所管では、1点目の放課後子ども教室について、平成29年度の「放課後子ども教室」が、4月19日に空知太小学校で、4月21日に豊沼小学校で開設し、当日の参加児童は空知太小学校で28名、豊沼小学校で38名でありました。なお、今年度の開設は、空知太小学校で毎週水曜日の36回、豊沼小学校で毎週金曜日の33回を実施する予定であります。

3ページをお開き願います。3点目のふしぎ探検隊in砂川について、5月20日、地域交流センターゆうにおいて、北海道三井化学株式会社が主催し、市及び教育委員会が共催する化学実験教室「ふしぎ探検隊in砂川」を、ノーベル化学賞受賞の北海道大学ユニバーシティプロフェッサー名誉教授、鈴木章氏を講師に迎え、砂川高校の生徒12名の協力のもと、小学生80名の参加を得て開催しました。

4点目の春のあいさつ運動強調週間について、5月23日から25日まで、あいさつ運動推進委員会が主催する「春のあいさつ運動強調週間」を市内小中高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど57団体、1,773名の参加を得て開催しました。

次に、公民館所管では、1点目の市民大学について、5月17日、公民館において、「2人に1人が“がん”の時代を生きるための知識」と題し、砂川市立病院がん相談支援センターがん化学療法認定看護師、看護師長、大嶋守氏を講師に迎え、40名の参加を得て実施しました。

4ページをお開き願います。次に、スポーツ振興課所管では、1点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会役員会及び総会について、4月27日、砂川パークホテルにおいて平成28年度の事業報告及び決算報告と平成29年度の事業計画案及び予算案について協議し、承認されました。

3点目の市営野球場改修工事について、市営野球場は、改修工事实施のため5月15日から今シーズン終了まで閉鎖することとしました。来年の供用開始については、外野芝生の生育状況により判断する予定であります。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第6号 議会改革特別委員会中間報告

○議長 飯澤明彦君 日程第5、報告第6号 議会改革特別委員会中間報告を議題とします。

本件は、議会改革特別委員会の調査案件について中間報告を行いたいとの申し出によるものであります。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長 増山裕司君（登壇） おはようございます。議会改革特別委員会の中間報告を申し上げます。

平成27年第2回定例会において議会改革特別委員会に付託されました議員定数及び議会改革についての調査研究について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

報告書は既にお手元に配付しておりますが、平成27年6月29日に委員会を開催し、委員長に私増山、副委員長に武田圭介委員が選出され、本年5月11日まで17回の委員会開催、先進地視察、研修会などを行ってまいりました。報告書は、委員会の概要、開催日ごとの協議内容、調査研究事項として市民に開かれた議会、議会の活性化に向けた取り組み、議員定数についての3つを大きなテーマとし、具体的に10項目を記載しておりますが、2年間という長い経過の報告でありますので、開催日ごとの協議内容の報告については省略させていただき、報告書をご高覧いただきたいと思います。

したがって、具体的事項の調査結果についてのみを報告させていただきます。4ページをお開きいただきたいと思います。市民に開かれた議会では、（1）議会のインターネットライブ中継、録画配信については、新庁舎建設にあわせて導入する方向で検討を進めることとし、経費面も含め、具体的な内容について今後も調査を続けていきます。先行して一般質問の音声データ配信については既に実施するとともに、市議会だよりにQRコードを記載し、周知を図ることにしました。また、総括質疑の音声データ配信についても実施することとし、具体的な事項について調査を続けていきます。

（2）議会報告会や市民フォーラムについては、議会報告会はできるだけ早く実施する方向で検討を進め、具体的な内容について調査を続けていきます。市民フォーラムは、必要に応じて開催を検討します。

（3）傍聴者をふやす取り組みは、議会として町内会など各団体を対象に議会開催日程などを広く周知していきます。

（4）会議録の検索システム化については、導入している議会などの調査を踏まえ、導入費用と効果などを考慮し、現行どおりの対応としました。

（5）政務活動費の公開については、政務活動費における領収書と新たに作成する政務活動報告書について、平成29年度分政務活動費からホームページ上で公開することにしました。

（6）常任委員会のあり方については、主に一般質問的総体の質疑、会議録の公開などについて協議しましたが、現行どおりの運営としました。

議会の活性化に向けた取り組みでは、（7）質疑、質問制度については、一般質問における一問一答制度について、大項目中の質問方法については各議員の裁量とすることとし、既に実施しております。代表質問、追跡質問の導入については調査しましたが、今後の検

討課題としました。一般質問における常任委員会所管事項の制限については、諸課題もあることから、現行どおりの運営としました。

(8) 議会内のICT化については、調査研究などのためパソコン、プリンターを導入することにしました。プロジェクターやスクリーンなどの活用は、新庁舎建設などに向け調査を進めていきます。タブレット端末の活用については、多方面に利点はありますが、導入効果などを含め、今後も調査を続けていきます。

(9) 理事者側からの議員への反問については調査しましたが、従前から実施している趣旨確認程度を認めることを確認しました。

議員定数については、(10) 議員定数については、類似都市との比較、人口規模との比較、常任委員会及び委員数などの調査を行い、適正な定数について協議しており、2つの意見が出されています。主な意見及び考え方は、定数14人、現状維持の意見では、多様な民意の反映には現状維持の定数が必要ではないかとの意見。定数を減らすと組織、団体を持たない者の立候補が困難である。行政に対する監視、監督機能の強化が必要である。肥大化する行政需要へ対応するには現状定数維持が必要である。定数1名減の13人の意見では、近年の議員数が1名減の13人で運営している中、人口の減少などもあり、議員1人当たりの住民数も減っており、1名減としてはどうか。前回の選挙が無投票であり、また行政面積も狭いことなどから、現状維持は難しいのではとの意見。市民意見として削減を求めるような声がある。他同規模市議会との比較において議員数が多い状況にあるのではとの意見が出されています。現在のところ現状の定数を維持すべき、定数を1名削減すべきと2つの意見に分かれており、今後も調査を続けていきます。

終わりに、当委員会では、市民に開かれた議会、議会の活性化に向けた取り組み、議員定数についての3つを大きなテーマに据え、調査研究を進めておりますが、結論が出ていない事項もあることから、さらに議論を重ね、最終的な報告ができるよう努力するところでありますので、ご理解をお願い申し上げまして、中間報告といたします。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより報告第6号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

◎日程第6 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

○議長 飯澤明彦君 日程第6、報告第1号 繰越明許費の繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成28年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明を申し上げます。

2款総務費、1項戸籍住民基本台帳費、事業名、個人番号カード交付事業負担金は、金額424万7,000円ですが、うち139万6,000円を翌年度に繰り越するものであります。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業は、金額7,487万4,000円ですが、うち6,950万2,000円を翌年度に繰り越するものであります。8款土木費、5項住宅費、事業名、宮川中央団地屋根・外壁改善事業は金額1億820万円、10款教育費、2項小学校費、事業名、北光小学校電気蓄熱暖房機改修事業は金額1,677万2,000円、同じく、事業名、北光小学校トイレ洋式化改修事業は金額607万2,000円、15款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、事業名、焼山自転車道災害復旧事業は金額2,420万円であり、全額を翌年度に繰り越するものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金及び地方債であり、それぞれあわせて繰り越するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。3項の戸籍住民基本台帳費を1項と言い間違えました。訂正をお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 これより報告第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

- ◎日程第7 議案第 3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 議案第 9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の
費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産
税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

- 議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第7、議案第3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号

砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算の32件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） それでは、私から担当部門の議案について提案させていただきます。

議案第3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

廃止の理由であります。昭和59年度分の個人の市民税について特別の減税を行う臨時特例措置年度が経過していることから、本条例を廃止しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例であります。個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例は、廃止するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市監査委員条例の一部を改正する条例ですが、改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第10条中「意見」を「意見の申し出」に改めるものであります。

第13条中「第168条の4」を「第168条の4第1項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員法の引用する条項を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例ですが、改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、労働基準法を引用する条項を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例ですが、改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第8条第1項中「労働基準法第8条第1号及び第13号」を「労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号まで」に、「次条」を「第9条」に改めるものであります。

第14条第1項中「各号」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する

条例であります。改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条の3第2項中「の各号」を削るものであります。

第2条中「第8条」を「第8条第1項」に改めるものであります。

第12条第2項中「支給単位期間につきそれぞれ次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「次に定める」を「当該各号に定める」に改めるものであります。

第39条の2中「各号に掲げる」を「各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める」に改め、同条第1号及び第3号中「場合は」の次に読点を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、労働基準法を引用する条項を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第8条中「の各号」を削るものであります。

第16条第1項中「各号に規定する」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する」に改めるものであります。

第18条第1項中「各号に規定する」を「各号に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に規定する」に改めるものであります。

第20条中「次の各号に規定する」を「、次に掲げる」に改めるものであります。

第21条第1項中「各号に規定する」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する」に改めるものであります。

第22条中「労働基準法」を「労働基準法（昭和22年法律第49号）」に改め、「第68条」を「第64条」に改めるものであります。

第23条第1項中「各号に規定する」を「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する」に改めるものであります。

第26条中「市長が定める」を「、規則で定める」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、条例を1つ飛びまして議案第10号になります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し

上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条中「150,000千円」を「1億5,000万円」に改めるものでございます。

第3条中「20,000千円」を「2,000万円」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市基金条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

4ページをお開きください。別表中、基金の名称、砂川市用品調達基金の項の「4,000千円」を「400万円」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては13ページからの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市税条例の一部を改正する条例であります。目次中「第9節 入湯税(第131条—第135条)」を「第9節 削除」に改めるものであります。

第7条の見出し中「取扱い」を「取扱」に改め、同条中「金額」を「全額」に改めるものであります。

第9条第2項第3号中「見込」を「見込み」に改めるものでございます。

第18条の2第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第4項中「速やかに」の次に

読点を加えるものであります。

第18条の4、納税証明書の交付手数料ですが、「第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、砂川市手数料条例（昭和49年条例第9号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。」に改めるものであります。

第19条中「納付し又は」を「納付し、又は」に改めるものであります。

第23条第1項第2号中「事業所」の次の読点を削り、同項第4号中「当該市内に寮」を「市内に寮」に改め、同条第3項中「表の第1号」を「表第1号」に改めるものであります。

第24条第1項中「ついでに」の次に読点を加え、同条第2項中「者で」の次の読点を削るものであります。

第25条第1項中「また」の次に読点を加えるものであります。

第26条第1項中「申告しなかった」を「申告をしなかった」に改め、同条第2項中「情状により」の次に読点を加えるものであります。

第31条第1項中「税率は、」の次に「年額」を加え、同条第2項の表、法人の区分の欄中「1千万円」を「1,000万円」に改め、税率の欄中「60千円」、「144千円」、「156千円」、「180千円」、「192千円」、「480千円」、「492千円」、「2,100千円」、「3,600千円」をそれぞれ「60,000円」、「144,000円」、……、「3,600,000円」に改め、同条第3項中「連結法人税額の課税標準の算定期間」の次の読点を削り、「月数は」の次に読点を加えるものであります。

第33条第1項中「課税標準は」の次に読点を加え、同条第2項中「山林所得金額は」の次に読点を加え、同条第3項中「もの」を「者」に改め、「控除」を「除外」に改めるものであります。

第34条の2中「規定により」の次の読点を削るものであります。

第34条の3第2項中「課税総所得金額」及び「山林所得金額」とは」の次に読点を加えるものであります。

第35条中「場合においては」及び「ところによって」の次に読点を加え、同条第1号中「記載され又は」を「記載され、又は」に改め、「更正し若しくは」を「更正し、若しくは」に改め、「場合においては」及び「調査し」の次に読点を加え、同条第2号中「場合においては」の次に読点を加えるものであります。

第36条中「について」の次に読点を加えるものであります。

第36条の2第1項中「有しなかった者」を「有しなかったもの」に、「給与所得以外」を「給与所得等以外」に、「並びに」を「及び」に改め、「ついでに」の次に読点を加え、同条第2項中「様式は」及び「規定により」の次に読点を加え、同条第3項中「市

長は」及び「場合において」の次に読点を加え、「給与所得以外の所得を有しなかった者等」を「給与所得等以外の所得を有しなかった者」に改め、同条第4項中「給与所得以外の所得を有しなかった者等」を「給与所得等以外の所得を有しなかった者」に改め、「除く。）は」、「場合においては」及び「までに」の次に読点を加え、同条第5項中「除く。）は」、「場合においては」及び「までに」の次に読点を加え、同条第6項中「市長は」、「場合においては」及び「できるものに」の次に読点を加え、同条第7項中「市長は」、「場合においては」、「者に」、「までに」及び「現在においては」の次に読点を加え、同条第8項中「市長は」、「場合においては」及び「以内に」の次に読点を加え、「事業所」の次の読点を削るものであります。

第36条の3第1項中「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に改めるものであります。

第36条の4第1項中「場合においては」の次に読点を加え、同条第2項中「額は」及び「情状により」の次に読点を加えるものであります。

第41条中「されないことになった日」を「されないこととなった日」に改めるものであります。

第43条第1項中「場合には」及び「除くほか」の次に読点を加え、同条第2項中「応じ」の次に読点を加えるものであります。

第44条第1項中「もの」を「者」に改め、同項第1号中「支給」を「支払」に改め、同条第2項中「について」の次に読点を加え、同条第3項中「市長は」の次に読点を加え、同条第5項中「場合において」、「日)までに」、「金額があるときは」及び「認めるときは」の次に読点を加え、同条第6項中「納税義務者が」、「間において」、「月割額を」、「退職手当等で」及び「全部」の次の読点を削るものであります。

第45条第1項中「特別徴収義務者は」の次に読点を加えるものであります。

第46条中「までに」の次に読点を加えるものであります。

第46条の2中「各期間のうち」の次に「その」を加えるものであります。

第46条の3中「申請をしようとする者」を「申請をする者」に改めるものであります。

第47条第1項中「おいては、その」を「おいては」に、「納期において」の次に読点を加え、「おいては、直ちに」を「おいては直ちに、」に改めるものであります。

第47条の4第1項中「支払回数割特別徴収税額を徴収」を「支払回数割特別徴収税額(法第321条の7の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下同じ。)を徴収」に改めるものであります。

第48条第2項中「ところにより」の次に読点を加え、同条第4項中「したときは」の次に読点を加え、同条第6項中「法人で」の次の読点を削るものであります。

第50条第1項中「期限までに」の次に読点を加え、同条第2項中「応じ」の次に読点を加え、同条第3項中「をした日が」の次に読点を加え、「又は」の次の読点を削るもの

であります。

第51条第1項中「者のうち」の次の読点を削り、同項第5号中「損害」を「被害」に改め、同項第6号中「事由」を「事情」に改めるものであります。

第52条第1項中「均等割」を「均等割額」に改め、同条第2項中「算出」を「算定」に改めるものであります。

第53条の2中「規定により」及び「区分し」の次に読点を加え、「第53条の12までの」を「第53条の12までに」に改めるものであります。

第53条の7の見出し中「納入義務等」を「納入の義務等」に改め、同条中「徴収し」の次に読点を加えるものであります。

第53条の7の2中「規定は」の次に読点を加えるものであります。

第53条の8第1項第1号中「本条」を「この条」に改め、同項第2号中「申告書に」の次に読点を加えるものであります。

第53条の9第1項中「申告書を」の次の読点を削るものであります。

第53条の10第2項中「情状により」の次に読点を加えるものであります。

第53条の12第1項中「こえる」を「超える」に改め、「直ちに」及び「規定は」の次に読点を加え、同条第2項中「本項」を「この項」に改め、「応じ」及び「期間については」の次に読点を加えるものであります。

第54条第1項中「土地・家屋」を「土地、家屋」に改め、「以下」の次の読点を削り、同条第2項中「場合において」の次に読点を加え、同条第4項中「とみなして」の次に読点を加え、同条第5項中「法律第45号」を「法律第45条」に、「あった場合」の次の読点を削り、「使用し」、「されている者をもって」及び「使用者をもって」の次に読点を加え、同条第6項中「埋立地等のうち」、「組合」及び「使用し」の次に読点を加えるものであります。

第55条の見出し中「もの」を「者」に改め、同条中「申告書を」の次に読点を加えるものであります。

第56条中「申告書を」の次に読点を加え、「準看護師」を「准看護師」に改め、「理学療法士」の次の読点を削るものであります。

第57条の2号中「当該社会福祉事業」の次に「等」を加えるものであります。

第58条中「申告書を」の次に読点を加えるものであります。

第60条中「場合においては」及び「に対し」の次の読点を削るものであります。

第61条第2項中「事情があるため」及び「編入したため」の次に読点を加え、同条第3項中「本項」を「この項」に改め、同条第5項中「これに」を「これらに」に改め、「編入したため」の次に読点を加え、同条第9号中「以下同じ。」を削るものであります。

第62条中「税率は」の次の読点を削るものであります。

第63条の3（見出しを含む）中「あん分」を「按分」に改めるものであります。

第64条第1項中「本項」を「この項」に改め、「また」の次に読点を加えるものであります。

第67条第1項中「合せて」を「併せて」に改め、「都市計画税額の」を「都市計画税額との」に改め、同条第2項中「とする。）を」及び「納期において」の次に読点を加え、同条第3項中「例によって」の次に読点を加え、同条第4項中「場合において」の次に読点を加え、「期間内において」の次の読点を削るものであります。

第72条第2項中「納期限までに」の次に読点を加えるものであります。

第73条第1項中「義務のある」を「義務がある」に、「不足額」を「不足税額が」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「得た額に」及び「応じ」の次に読点を加えるものであります。

第74条中「については」の次の読点を削るものであります。

第74条の2第1項中「引続き」を「引き続き」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同項第2号中「所在、地積」を「所在及び地積」に改め、同条第2項中「おいて」の次の読点を削り、「所有者は」の次に読点を加えるものであります。

第75条第1項中「第1項」を削り、同条第3項中「納入通知書の指定すべき期限」を「納入通知書に指定すべき納期限」に改めるものであります。

第78条中「法第417条第2項又は法第743条第1項」を「第417条第2項又は第743条第1項」に改め、「同条」を削るものであります。

第80条第3項中「については」の次に読点を加えるものであります。

第80条の2中「日本赤十字社の」を「日本赤十字社が」に、「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改め、同条第1号を削るものであります。

第82条中「について」の次に読点を加え、同条第1号中「のもので」の次に読点を加え、同号工中「超えるもの」の次の読点を削るものであります。

第87条の見出し中「の義務」を削り、同条第1項中「本節」を「この節」に改め、同条第2項中「使用者については」を「使用者にあっては」に改め、同条第3項中「使用者については」を「使用者にあっては」に、「申告書、」を「申告書並びに」に改め、同条第4項中「以内に」の次に読点を加えるものであります。

第88条第1項中「に対し」の次に読点を加えるものであります。

第89条第2項中「納期限までに」の次に読点を加え、同項第2号中「この号について」を「この号において」に改めるものであります。

第90条第1項第1号中「単身で生活する者に限る」を「身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る」に改め、同条第2項中「とする者は」及び「市長に対して」の次に読点を加え、「本項」を「この項」に、「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項第5号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「納期限までに」及び「対して」の次に読点を加えるものであります。

第91条第2項中「原動機付自転車」の次の読点を削り、「定置場が」、「以内に」、「に対し」及び「提示をして」の次に読点を加え、「但し書」を「ただし書」に改め、「また」の次に読点を加え、同条第3項中「あわせて」の次に読点を加え、同条第5項中「に対し」、「提出する際」及び「添えて」の次に読点を加え、同条第6項中「所有し」及び「以内に」の次に読点を加え、同条第7項中「亡失し」の次に読点を加え、「したときは、直ちに」を「したときは直ちに、」に改め、「届け出て」の次に読点を加え、同条第8項中「亡失が」の次の読点を削り、同条第9項中「貸し付けし」を「貸し付け」に改めるものであります。

第93条第2項中「当該卸売販売業者等が」の次の読点を削るものであります。

第94条第2項の表区分の欄中「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に、「ハ」を「ウ」に改め、同条第3項中「売渡し」の次の読点を削るものであります。

第95条の4第1項中「売渡し」の次の読点を削り、「おいては「課税」を「おいて「課税」に、「場合にあつては」の次の読点を削り、同条第4項中「第34号2の2」を「第34号の2の2」に改め、同条第5項中「加算して」の次に読点を加えるものであります。

第95条の7第2項中「については」の次に読点を加え、「延滞金」を「延滞金額」に改めるものであります。

第111条中「課税標準として」の次に読点を加えるものであります。

第112条中「税率は、100分の1」を「税率は100分の1」に改めるものであります。

第114条第1項中「事務所」の次の読点を削り、「本項」を「この項」に、「おいてもまた」を「おいても、また、」に改めるものであります。

第115条第2項中「情状により」の次に読点を加えるものであります。

第118条の見出し中「不足額等」を「不足税額等」に改め、同条中「重加算金額を」及び「までに」の次に読点を加えるものであります。

第130条の2第1項中「（以下本節において「土地の所有者等」という。）」を削り、同条第2項中「所有者等」を「所有者」に、「土地で」の次の読点を削り、同条第5項中「までの間」の次の読点を削り、「又は」を「若しくは」に、「土地について」の次の読点を削り、「において当該」を「においてそれらの」に、「みなし、当該」を「みなし、それらの」に改め、同条第6項中「所有者等」を「所有者又は取得者」に改めるものであります。

第130条の2の2を次のように改めるものであります。特別土地保有税の非課税であります。第130条の2の2、法第586条第2項第30号に規定する条例で定める用途に供する土地は、法令において特別土地保有税を課することができない用途であるとして規定するもののほか、次に掲げる土地とする。

(1) 砂川市第2期総合計画(昭和46年2月22日議決)に定める道央砂川工業団地に工場及び工場のための設備を新設し、又は増設する者で、当該設備(一の工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))若しくはこれに準ずる設備で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで若しくは法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が、1,000万円を超えるものに限る。)を新設し、又は増設したものが、当該設備に係る工場の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地を含む。)

第130条の3第1項中「本項」を「この項」に改め、「また」及び「期限は」の次に読点を加えるものであります。

第130条の4第1項中「によって」及び「がなくて」の次の読点を削り、「に対し」の次に読点を加え、同条第2項中「情状により」の次に読点を加え、同条第3項中「において」の次の読点を削り、「納期限は」の次に読点を加えるものであります。

第130条の5第2項中「取得」の次の読点を削るものであります。

第130条の7中「にあっては」の次の読点を削り、「除く。)の合計面積が」の次に読点を、「第2項の規定の」の次に「適用が」を加え、「本条」を「この条」に改めるものであります。

第130条の8第1号中「限度として」の次に読点を加え、「価格に」の次の読点を削り、同条第2号中「それぞれ」及び「限度として」の次に読点を加え、「に対して」、「日までに」及び「していない場合」の次の読点を削るものであります。

第130条の10第2項中「税額」を「税金」に改め、「応じ」の次に「当該税額に」を加え、「までの期間」の次の読点を削るものであります。

第130条の10の3第1項第3号中「事由」を「事情」に改めるものであります。

第130条の11第1項中「重加算金額を」及び「期限までに」の次に読点を加え、同条第2項中「本項」を「この項」に、「までの期間」の次の読点を削り、「までの期限」を「までの期間」に、「加算して」の次の読点を削るものであります。

「第9節 入湯税」を「第9節 削除」に改めるものであります。

第136条第1項中「課税標準として」の次に読点を加え、同条第2項中「価格」を「「価格」」に、「所有者とは」を「「所有者」とは、」に、「固定資産税について」の次の読点を削り、「所有者とされ」を「所有者」に改め、同条第4項中「都市計画税課税標準」を「都市計画税の課税標準」に改めるものであります。

第140条第1項中「納期は」の次に読点を加え、同条第2項中「かかわらず」の次に読点を加えるものであります。

第141条中「賦課し」の次に読点を加えるものであります。

第142条第2項中「被保険者の資格」を「被保険者である資格」に、「被保険者が」を「被保険者である者が」に改めるものであります。

第143条第1項中「保険税の納税義務者に対する」を「納税義務者に対して課する保険税の」に改め、「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第2項、第3項及び第4項中「所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額」に改めるものであります。

第144条第2項中「総所得金額」の次の読点を削るものであります。

第147条（見出しを含む）、第147条の2及び第147条の3中「あん分」を「按分」に改めるものであります。

第151条第1項中「属する月から」及び「場合には」の次に読点を加え、同条第2項中「前月まで月割り」を「前月まで、月割」に改め、同条第3項中「第143条第1項の額を控除した残額を」を「同項の額を控除した残額を、」に、「月から月割り」を「月から、月割」に改め、同条第4項中「日を第1項」を「日を同項」に、「第143条第1項の額から控除した残額を」を「同項の額から控除した残額を、」に、「月から月割り」を「月から、月割」に改め、同条第5項中「となった者が」の次の読点を削り、「第143条第1項の額を」を「同項の額を」に、「月割り」を「月割」に改め、同条第6項中「日を第1項」を「日を同項」に、「第143条第1項の額から」を「同項の額から」に、「月割り」を「月割」に改め、同条第7項中「日を第1項」を「日を同項」に、「第143条第1項の額を」を「同項の額を」に、「月割り」を「月割」に改め、同条第8項中「日を第1項」を「日を同項」に、「第143条第1項の額から」を「同項の額から」に、「月割り」を「月割」に改めるものであります。

第157条中「者について、」の次に「それぞれ」を、「徴収する」の次に「ものとする」を加えるものであります。

第159条第2号中「合計額が」の次に読点を加えるものであります。

第160条中「申告書を」の次の読点を削り、「所得につき」の次の読点を削るものであります。

第161条中「事情ある」を「事情のある」に改めるものであります。

第162条第1項中「ものに対し」の次に読点を加え、同項第1号中「その他これらに類する災害」を「により甚大な被害」に改め、同項第2号中「であったもの」を「であった者」に改め、同条第2項第2号中「年度・期別」を「年度、期別」に改め、同条第3項中「消滅した場合」の次に「においては、」を加えるものであります。

第163条中「様式は」の次に読点を加えるものであります。

附則第2条中「部分は」の次の読点を削り、「事業年度分から」の次に読点を加えるものであります。

附則第3条中「受けたものについて」の次に読点を加えるものであります。

附則第4条の見出し中「徴収猶予等」を「納期限の延長」に改め、同条第1項中「延滞金については」を「延滞金にあっては」に改め、同条第2項中「又は土曜日」を「、土曜

日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日」に、「休日の翌日」を「日の翌日」に改めるものであります。

附則第5条第2項中「第34条の6までの」を「第34条の6の」に改めるものであります。

附則第7条の3の2第2項第1号中「提出期限」を「提出期限後」に改めるものであります。

附則第8条第1項中「場合において」の次に読点を加えるものであります。

附則第15条第2項中「得た額」とを「得た額」としに改め、同条第3項中「取得の日の属する」を「取得の日に属する」に改め、同条第4項第2号中「更に」を「さらに」に改めるものであります。

附則第16条の4第1項中「第33条、」を「第33条及び」に改め、「かかわらず」の次に読点を加え、同条第2項中「雑所得で」の次の読点を削り、「ものについては」の次に読点を加え、同条第4項中「ものについては」の次に読点を加えるものであります。

附則第17条の2中「2千万円」を「2,000万円」に改めるものであります。

附則第17条の3中「6千万円」を「6,000万円」に改めるものであります。

附則第18条第1項中「区別」を「区分」に改め、同条第3項中「譲渡所得で」の次の読点を削るものであります。

附則第20条の2第1項中「係る雑所得」の次に「等」を加え、同条第2項第1号中「とあるのは」の次の読点を削るものであります。

附則第20条の3第2項中「とあるのは」の次の読点を削り、「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第5項中「とあるのは」の次の読点を削り、「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の3第3項」に改めるものであります。

附則第20条の4第2項第1号中「とあるのは」の次の読点を削り、同条第5項第1号中「とあるのは」の次の読点を削り、「附則第20条の4第3項」の次に「後段」を加え、同項第2号中「附則第20条の4第3項」の次に「後段」を加え、同条第6項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」を「租税条約等実施特例法」に改めるものであります。

附則第20条の6中「とあるのは」の次の読点を削るものであります。

附則第22条の3中「とは」の次の読点を削るものであります。

附則第27条の見出し中「係る」の次に「所得に係る」を加え、同条中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に、「65歳以上の」を「65歳以上である」に改めるものであります。

附則第28条中「する」を「、第159条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金

額」とする」に改めるものであります。

附則第29条中「する」を「、第159条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする」に改めるものであります。

附則第30条中「おいて」の次に読点を加えるものであります。

附則第31条中「する」を「、第159条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改めるものであります。

附則第32条中「する」を「、第159条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改めるものであります。

附則第33条中「する」を「、第159条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする」に改めるものであります。

附則第34条中「所属者が「及び「山林所得金額」の次の読点を削り、「する」を「、第159条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする」に改めるものであります。

附則第37条中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」を「租税条約等実施特例法」に改めるものであります。

附則第38条中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」を「租税条約等実施特例法」に改めるものであります。

第2条、砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものであります。この改正は、平成29年3月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について改正した内容について、改めて改正するものであります。

第18条の3及び第18条の4の「及び第18条の4」を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、課税免除の規定を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴

う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条第1項中「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第10条に規定する事業をいう。）」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）」に、「第1条」を「第1条第3号」に改め、「着手があった場合に限る。」の次に「以下「適用敷地」という。）」を加え、「当該適用設備等」を「当該適用設備及び当該適用敷地（次項において「当該適用設備等」という。）」に改め、「課せる」を「課する」に改めるものであります。

第3条中「の各号」を削り、同条第2号中「土地」を「適用敷地」に改めるものであります。

第4条中「前2条」を「第2条」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第5条中「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

附則として、1は施行期日で、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

2は経過措置で、改正後の第2条の規定は、平成29年4月1日以後に取得した適用設備から適用し、同日前に取得した適用設備については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条の「基づき」の次に読点を加えるものであります。

第2条第3項は、規程の番号を平成12年訓令第2号に改め、同条第4項中「委員が」の次に読点を加えるものであります。

第3条の第2項中「得て」の次に読点を加え、同条第3項中「作製」を「作成」に改めるものであります。

第4条第1項中「これを」を削り、同条第3項中「審査の申出人が」の次に読点を加え、

同条第4項中「であるときは代表者若しくは管理人」を「であるときは、代表者又は管理人」に改め、同条第5項中「審査申出人は」の次に読点を加えるものであります。

第5条第1項は、「速やかに」の次に読点を加え、「調査しなければならない」を「調査をしなければならない」に改め、同条第3項中「定めて審査申出人に、」を「定めて、審査申出人に」に改め、同条第4項中「おいては、その旨」の読点を削り、「それぞれ」の次に読点を加えるものであります。

第6条第1項中「委員会は」及び「定めて」の次に読点を加えるものであります。

第8条第2項中「委員会は」の次に読点を加え、同条第3項中「おいて関係者」を「おいては、関係者」に改め、同条第6項中「先だつて」及び「対して」の次に読点を加え、同条第8項中「書記が」の次の読点を削るものであります。

第9条第2項中「調書には」の次に読点を加え、「書記が」の次の読点を削るものであります。

第12条第2項中「書記が」の次の読点を削るものであります。

第14条中「対し」の次の読点を削るものであります。

第15条中「に対し出席」を「に対して出席」に改めるものであります。

第16条中「ものを除くほか」を「もののほか」に、「固定資産評価審査委員会規程」を「砂川市固定資産評価審査委員会規程」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、ちょっと飛びまして議案第30号になります。砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市防災会議条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分については、アンダーラインを表示しております。

第2条第4号中「第33条」を「第33条第2項」に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3

ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正の部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条中「第31条」を「法第31条」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号の監査委員条例の新旧対照表で意見の提出というところを意見の申し出と言いついて間違えました。訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長 飯澤明彦君 提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時29分

○副議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて提案説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から議案第9号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、農業委員会等に関する法律を引用する条項を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、趣旨の定めであり、同条第1項中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改めるものであります。

第2条は、費用弁償の額及び支給方法の定めであり、同条第2項中「次の各号」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市企業振興促進条例の一部

を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条は、用語の定義の定めであり、同条第2号中「第341条」を「第341条第1号」に改めるものであります。

第3条は、補助の対象の定めであり、同条第1項中「各号に掲げるもの」を「各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改めるものであります。

第5条は、援助の措置の定めであり、同条中「の各号」を削るものであります。

第10条は、助成の取り消しの定めであり、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第12条は、規則への委任の定めであり、同条中「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は、経営指導等の定めであり、同条中「の各号」を削るものであります。

第5条は、助成の種類等の定めであり、同条中「の各号」を削るものであります。

第6条は、高度化事業に対する助成の定めであり、同条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、同項第2号中「第8条」を「第8条第1項第1号」に改めるものであります。

第8条は、商店街店舗整備事業に対する助成の定めであり、同条第2項中「各号」を「各号に掲げる額に応じ、当該各号」に改めるものであります。

第9条は、組織化事業に対する助成の定めであり、同条中「各号に定める」を「各号に掲げるいずれかの」に改めるものであります。

第12条は、資金の融資の定めであり、同条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改めるものであります。

第16条は、助成の取り消し等の定めであり、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条は、手数料の額及び徴収方法の定めであり、同条中「砂川市手数料条例」を「砂川市手数料条例（昭和29年条例第9号）」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、設置の定めであり、同条中「第9条」を「第9条第1項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

先ほど農業委員会条例の中で砂川市手数料条例、昭和49年条例第9号を昭和29年と言い間違えました。訂正しておわびいたします。

○副議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私から議案第15号、議案第18号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、手数料徴収事項の根拠法令及び根拠事項等を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改

正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は、手数料の徴収の定めであり、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

別表第1（第2条関係）は、手数料の定めであり、1の項中「（昭和25年法律第266号）」を削るものであります。

別表第2（第2条関係）は、同じく手数料の定めであり、4の項中「第62条の3第4項第16号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改め、21の項中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、31の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、38の項中「（平成26年法律第68号）」を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし、別表第2（第2条関係）31の項の改正規定は、公布の日以後に計画の認定を申請するものから適用するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページの新旧対照表によりご説明を申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条は、用語の定義の定めであり、第3号中「第3条」を「次条」に改めるものであります。

第13条は、使用料の算定の定めであり、第2項中「区分により算定する」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改めるものであります。

第14条は、汚水排出量の定めであり、第1項中「各号」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」に、第2項中「使用するとき」を「使用するときは」に改めるものであります。

第15条は、届け出を行わないときの使用料の定めであり、第1項中「各号」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」に改めるものであります。

第25条は、分担金の減免の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第27条は、督促及び滞納処分等の定めであり、「市税外公法上の収入徴収に関する条例」を「砂川市税外公法上の収入徴収に関する条例」に改めるものであります。

第30条は、貸付条件の定めであり、「次の」を「次に掲げる」に改めるものであります。

す。

第33条は、繰上償還及び貸付決定の取り消しの定めであり、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第35条は、行為の制限等の定めであり、第1号中「物件を設けるとき」を「物件を設けること」に、「排水設備を設けるとき」を「排水設備を設ける場合」に改め、第2号中「使用するとき」を「使用すること」に改めるものであります。

第38条は、委任の定めであり、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

第39条は、監督処分の定めであり、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

別表第1（第13条関係）は、個別排水処理施設使用料の定めであり、表の部分の各料金に単位として円を加えたものに改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、第3号中「。以下「省令」という。」を削り、同号及び第4号中「集会所その他の施設」を「施設及びこれらに相当する施設」に改めるものであります。

第4条は、入居者の募集の定めであり、第2項中「の各号」を削るものであります。

第12条は、住宅入居の手続の定めであり、第1項中「の各号」を削るものであります。

第46条は、社会福祉法人等の使用の定めであり、「（以下「社会福祉事業等」という。）」を削るものであります。

第54条は、入居者資格の定めであり、「次の各号の」を「次に掲げる」に改めるものであります。

第56条は、準用の定めであり、「又」を「又は」に改めるものであります。

第61条は、使用料の定めであり、第1項中「の各号」を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

ご説明を申し上げます。

改正の理由は、都市公園法を引用する条項を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市都市公園条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は、行為の制限の定めであり、第1項中「の各号」を削り、同項第1号及び第2号中「するとき」を「すること」に改め、同項第3号及び第4号中「行うとき」を「行うこと」に改め、第2項中「の各号」を削り、第4項中「公園」を「公園の利用」に、「第3項」を「前項」に改め、第5項中「附する」を「付する」に改めるものであります。

第13条は、監督処分 の定めであり、第1項中「公園より」を「公園から」に改め、同項第1号中「規定の」を「規定に」に、「違反した者」を「違反している者」に改め、同項第2号中「違反した者」を「違反している者」に改め、第2項中「又は」の次に「同項に規定する」を加え、同項第2号中「公衆の利用」を「公衆の公園の利用」に改め、同項第3号中「管理上の理由」を「管理上の理由以外の理由」に改めるものであります。

第14条は、届け出の定めであり、第1号中「第2項」を「第3項」に改めるものであります。

第17条は、使用料等の不還付の定めであり、ただし書き中「還付する」を「還付することができる」に改めるものであります。

第18条は、過料の定めであり、「50,000円」を「5万円」に改め、第2号中「市長命令」を「市長の命令」に改めるものであります。

第21条は、規則への委任の定めであり、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、特定事業場からの下水の排除の制限等の規定を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市下水道条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は、供用開始の告示等の定めであり、第1項中「開始しようとするとき」を「開始しようとするときは」に改めるものであります。

第4条は、排水設備の接続方法及び内径等の定めであり、「排水設備を」を「排水設備

の」に、「次の各号の」を「次に」に改めるものであります。

第5条は、公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等の定めであり、「の各号」を削り、第3号中「陶器、コンクリート、レンガ、」を「コンクリート」に改めるものであります。

第6条は、排水設備等の計画の確認の定めであり、第3項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第8条は、排水設備等または排水処理システムの工事の検査の定めであり、第1項中「完成したとき」を「完成したときは」に改め、第2項中「認めたとき」を「認めたときは」に改めるものであります。

第10条は、使用開始等の届け出の定めであり、「再開したとき」を「再開したときは」に改めるものであります。

第11条は、行為の許可の定めであり、「次の各号に掲げる事項を記入し」を「次に掲げる図面を添付し」に改めるものであります。

第12条は、使用の制限の定めであり、第2項中「制限しようとする時」を「制限しようとするときは」に改めるものであります。

第13条は、し尿の排除の制限の定めであり、「排除するとき」を「排除するときは」に改めるものであります。

第14条は、特定事業場からの下水の排除の制限の定めであり、第1項を「特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の5第1項各号に掲げる基準に適合しない水質の下水の排除をしてはならない。」に、第2項を「製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、令第9条の5第2項の基準とする。」に改め、第3項中「前項各号」を「令第9条の5」に、「適用されるとき」を「適用されるときは」に改めるものであります。

第15条は、除害施設の設置の定めであり、第1項として「使用者は、令第9条第1項に定める水質の下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。」と、第2項として「令第9条の10及び第9条の11に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。」に改めるものであります。

第16条は、除害施設の設置等の届け出の定めであり、第3項及び第4項中「認めるとき」を「認めるときは」に改めるものであります。

第17条は、悪質下水の排除の開始等の届け出の定めであり、第1項中「開始しようとするとき」を「開始しようとするときは」に改め、第2項中「再開しようとするとき」を

「再開しようとするときは」に改めるものであります。

第19条は、使用料の算定の定めであり、第2項中「次の区分」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところ」に改めるものであります。

第20条は、汚水排出量の定めであり、第1項中「次の各号」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」に改め、同項第2号中「機器があるとき」を「機器があるときは」に改め、第2項中「使用するとき」を「使用するときは」に改めるものであります。

第21条は、届け出を行わないときの使用料の定めであり、第1項中「次の各号」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」に改めるものであります。

第25条は、排水設備等または排水処理システムの検査の定めであり、第3項中「請求があったとき」を「請求があったときは」に改めるものであります。

第26条は、占用の定めであり、第2項ただし書き中「の各号」を削り、第3項中「砂川市道路占用料徴収条例（昭和61年砂川市条例第7号）」を「砂川市道路占用料徴収条例（昭和61年条例第7号）」に改めるものであります。

第27条は、原状回復の定めであり、第1項中「満了したとき又は」の次の読点を削るものであります。

第28条は、規則への委任の定めであり、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

第29条は、監督処分等の定めであり、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第30条は、過料の定めであり、第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「50,000円」を「5万円」に改めるものであります。

別表第3（第19条関係）は、下水道使用料の定めであり、表の部分各料金を単位として円を加えたものに改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、石狩川流域下水道事業計画の変更による砂川市流域関連公共下水道事業計画の変更に伴い、面積及び計画人口の規定を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容をご説明する前に、条例改正の概要を説明させていただきます。石狩川流域下水道事業計画は、流域下水道組合を構成する6市4町の将来推定計画人口などをもとに、施設整備の計画の策定を北海道が行うものであります。北海道は事業計画を平成33年度まで延伸したところであり、この事業計画と整合性を図り、砂川市における施設整備を計画する砂川市流域関連公共下水道事業計画も同様に延伸し、事業計画の計画人口を平成

28年に策定された砂川市人口ビジョンをもとに平成33年度における将来人口を算出し、変更したことから、本条例の計画人口を改正するとともに、条文の適正化を図るものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条は、名称及び区域の定めであり、「次の」を「次に掲げる」に改めるものであります。

第3条は、面積及び計画人口の定めであり、「の各号」を削り、第2号中「1万6,620人」を「1万5,640人」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は、負担区の決定等の定めであり、第2項中「当該負担」を「当該負担区」に改めるものであります。

第5条は、受益者の負担金の額の定めであり、「第6条」を「次条」に、「1平方米」を「1平方メートル」に改めるものであります。

第8条は、負担金の徴収猶予の定めであり、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第9条は、負担金の減免の定めであり、第2項中「各号」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第11条は、延滞金の納入等の定めであり、第1項中「その納付期日」を「その納付期日の翌日」に改めるものであります。

第14条は、督促及び滞納処分等の定めであり、第2項中「国税徴収法（昭和34年法律第14号）」を「国税徴収法（昭和34年法律第147号）」に改めるものであります。

第15条は、委任の定めであり、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、児童福祉法及び国民健康保険法を引用する条項並びに自己負担金の規定を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。なお、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第2条は、定義の定めであり、同条中「次」を「次の各号」に改め、同条第1号ア中「同法施行規則」を「身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）」に改め、同号イ中「第15条」を「第12条第1項」に改め、同条第4号中「生活保護法」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）」に改め、「の各号」を削り、同条第5号中「の各号」を削り、同条第6号キ中「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削り、同条第7号中「附加給付」を「付加給付」に改め、同条第9号「自己負担金」の規定を「一部負担金」に改めるとともに、規則で定めるとするものであります。

第5条は、助成の額の定めであり、同条中「附加給付と自己負担金」を「付加給付及び一部負担金」に改めるものであります。

第6条は、助成の方法の定めであり、同条第1項中「第36条第4項」を「第36条第3項」に改めるものであります。

第14条は、規則への委任の定めであり、同条中「、必要な事項は市長が別に定める」を「必要な事項は、規則で定める」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。なお、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第2条は、定義の定めであり、同条第2号イ中「児童福祉法第12条」を「児童福祉法

第12条第1項」に改めるものであります。

第10条は、支給の取り消し等の定めであり、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第11条は、委任の定めであり、同条中「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。被保険者とし不在者の規定を削除し、国民健康保険法を引用する条項を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。条例の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。なお、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第2条は、国民健康保険運営協議会の委員の定数の定めであり、同条中「次の各号の」を「次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める」に改めるものであります。

第5条は、被保険者とし不在者の定めであり、砂川市内の特別養護老人ホームに収容されている者で所得が一定の基準に満たない者を適用除外とする規定について、現状に即し、削除するものであります。

第10条は、保健事業の定めであり、同条中「第72条の4」を「第72条の5」に改めるものであります。

第16条及び第17条は、罰則の定めであり、同条中「100,000円」を「10万円」にそれぞれ改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。なお、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第2条は、所掌事務の定めであり、同条中「の各号」を削るものであります。

第3条は、会長及び委員の定めであり、同条第5項中「の各号」を削り、同項第3号中

「北海道警察本部札幌方面本部砂川警察署長」を「北海道警察の警察官」に改めるもの
あります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、職員の規定を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部
を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページの新旧対照表によ
りご説明申し上げます。なお、改正部分につきましては、アンダーラインを表示して
おります。

第6条は、職員の定めであり、現行「病院に院長、副院長、医局長、医療安全推進室長、
感染対策推進室長、地域医療連携室長、診療情報室長、研修管理室長、部長、医長、薬剤
部長、事務局長、看護部長、技師長その他必要な職員を置く」を改正後は「病院に院長、
副院長、医局長、室長、センター長、薬剤部長、医療技術部長、看護部長、事務局長そ
他必要な職員を置く」に改めるものであります。

第8条は、入院の拒否及び退院の定めであり、現行「各号の一」を改正後は「各号のい
ずれか」に改めるものであります。

第9条は、重要な資産の取得及び処分等の定めであり、現行「20,000千円」を「2,
000万円」に改めるものであります。

第10条は、業務状況説明書類の提出の定めであり、同条第2項中「の各号」を削るも
のであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算
についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,106万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億4,054万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、災害復旧事業債3,500万円を補正し、補正後の限度額を15億1,340万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。1款議会費、1項1目議会費で一つ丸、議会の運営に要する経費の費用弁償49万5,000円の補正は、市庁舎建設に当たり総務文教委員会による道外視察を実施する経費であり、その他の経費6万9,000円の補正は随行する事務局員の旅費であります。

次に、16ページ、2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、庁舎建設の検討に要する経費の庁舎建設予定地現況調査等委託料739万8,000円の補正は、新庁舎建設位置が決定したことから、今後の基本計画、基本設計等の策定に必要な建設予定地の地盤の高低や用地の工作物等の状況調査及び用地面積を測量するため、現況調査及び用地測量業務を委託するものであります。

同じく11目情報化推進費で一つ丸、情報化推進に要する経費の電線共同溝建設負担金6万8,000円の補正は、国道12号の無電柱化工事に伴い電線共同溝が整備されることとなり、現在市が所有し、電柱に共架している光ケーブルを共同溝内に埋設するため、当該事業の電線共同溝建設負担金が発生することから、今年度工事に対して負担を求められる建設負担金であります。

同じく12目電算管理費で一つ丸、電算管理に要する経費の番号制度システム整備委託料396万4,000円の補正は、本年10月から予定している社会保障・税番号制度の本格運用に向け、自治体間の情報連携を行うための各業務の特定個人情報を中間サーバーに登載するための準備作業をするためのものであります。

次に、18ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で一つ丸、障害者福祉システムに要する経費のシステム改修委託料21万6,000円の補正は、障害福祉人材の処遇改善を図るために報酬改定を実施することから障害者福祉システムの改修を行うものであり、番号制度システム整備委託料15万2,000円の補正は、本年10月よりマイナンバー法に基づく番号制度システムが本稼働し、特定個人情報のデータ連携を開始するため、障害者福祉システム内の特定個人情報を中間サーバーに登載するための準備作業をするものであります。

次に、20ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生費で一つ丸、保健衛生対策に要する

経費の番号制度システム整備委託料15万2,000円の補正は、本年10月よりマイナンバー法に基づく番号制度システムが本稼働し、特定個人情報のデータ連携を開始するため、健康管理システム内の特定個人情報を中間サーバーに登載するための準備作業をするものであります。

次に、22ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の商業街路灯無電柱化工事費補助金260万7,000円の補正は、開発局が実施する国道12号の共同溝工事に伴い、今年度工事対象区間にある各商店会が管理する商業街路灯5基への電線を地中から引く工事を道路占有者である各商店会が実施することとなるため、その工事費用を対象商店会へ全額補助するものであります。

次に、24ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費の北5丁目跨線橋防犯カメラ設置工事費58万円の補正は、北5丁目跨線橋の照明や階段室の器物損壊への対応として防犯カメラを設置する経費であり、いたずらの防止を図り、子供たちの安全な通行を確保するためのものであります。

次に、同じく3項1目河川費で一つ丸、河川の維持管理に要する経費の修繕料500万円の補正は、市の管理河川において護岸崩壊による耕作地被害や倒木による河道閉塞が発生しているため、その修繕を実施するものであります。

次に、同じく4項2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費の石狩川水系砂川緑地出水時撤去計画作成委託料143万7,000円の補正は、石狩川の河川敷占用工作物一時撤去計画について見直しの要請があったことから、最新雨量データにより撤去計画を作成するものであります。

次に、26ページ、15款災害復旧費、1項1目公園災害復旧費で二重丸、過年発生災害復旧事業費の若草公園災害復旧工事3,892万4,000円の補正は、昨年8月の大雨により市内各地域に発生した災害のうち、若草公園北側にあるのり面の崩壊部分2カ所について被害の拡大防止のために地質調査等を実施してきたところであり、盛り土及び排水設備の整備により災害復旧工事を行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金61万3,000円の補正は、障害者総合支援事業費及び社会保障・税番号制度システム整備費によるものであります。

18款繰入金で2,544万9,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

21款市債で3,500万円の補正は、過年発生単独災害復旧事業に係る災害復旧事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、28ページに地方債に関する調書を、最終ページには災害復旧事業箇所図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第2号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものであります。これは、病院事業費用で510万8,000円増額し、支出の総額を137億6,627万6,000円とするものであります。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額4億4,365万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億4,365万8,000円」を「不足する額4億4,388万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億4,388万3,000円」に改めるものであります。

これは、資本的収入で1,370万円増額し、収入の総額を11億2,877万9,000円、資本的支出で1,392万5,000円増額し、支出の総額を15億7,266万2,000円とするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、予算第6条に定めた企業債の補正であります。医療機械器具整備事業分で限度額を1,370万円増額し、総額6億6,900万円とするものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出であります。1項医業費用510万8,000円の増額は、3日経費の12節修繕費で199万7,000円増額、16節委託料で311万1,000円増額するものであります。これは、常勤歯科医師の着任に伴い、診察室の改修費用、歯科用エックス線装置と電子カルテの接続費用を計上するものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債1,370万円の増額は、医療機械器具購入によるものであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。1項建設改良費1,392万5,000円の増額は、1目資産購入費で常勤歯科医師の着任に伴い、歯科診療ユニットの増設、新たに開始する手術に必要な機器など歯科関連8件の医療機械器具を購入するものであります。

10ページから15ページについては関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第3号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4号から第32号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、総括質疑を行います。

まず、第1点目として、今般の条例の主な改正理由であります引用条項の改め等の条文の不整合等が起きた要因についてを伺います。

第2点目としましては、これらの条文の不整合により市民の権利義務について影響があったのかどうかについてを伺います。

最後に、今後の対策についてを伺います。今回の条例の不整合については、公務員の分掌事務の基本にあるようなレベルのミスから条文の要件や効果に影響が出た可能性があるものまで幅広くあります。また、今回以外にも法律改正を見落とし、条例の改正漏れにつながった事案が過去にもあったかと思えます。今後法令に関するミスや改正漏れの防止を図るため、どのような対策を図るのか伺います。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） それでは、議案の改正の関係で3点ほどご質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

初めに、引用条項のずれ、条文の不整合が起きた要因についてでございます。今回の各条例改正につきましては、2月に武田圭介議員さんから条例の引用法の条項ずれですとか条文の適正化についてご指摘をいただいたところございまして、それを受けまして4月13日の臨時会におきましては砂川市の高齢者いきいき支え合い条例の一部改正をさせていただきます。これは、引用法の施行日前ということです。急を要するということで4月に提案させていただきます。改正させていただきますところでございます。その際にも一応お示ししていたのですけれども、残りの条例についてはその後精査しながら、今回整理されたものということで提案するものでございます。提案しました議案のうち、法の引用条項を改める改正につきましては、武田圭介議員さんのご指摘を受けた後全庁的に確認を行い、最終的に8本の議案を提案しております。これは、条例の条文において当初引用していた条項が、元法が改正されたことにより、法自体の条項がずれたことによって条項ずれが生じたものであり、本来国において法が改正されるたびに都度この議会に提案をして条例改正をすべきだったわけですが、多岐にわたる法改正の情報を十分把握し切れなかったということがありまして、今回改正の提案ということでさせていただいているところでございます。また、条文の適正化を図る改正条例につきましても、これまで整合性が図れなかった各条例についても武田圭介議員さんからの指摘もございまして、それぞれ相談させていただきながら、より適切な規定になるように検討させていただいて、今

回改正するものでございます。

次に、市民の権利、義務への影響についてでございます。今回改正を行おうとしております条例改正案の特に引用条項の条ずれに伴うもの、それから条文の適正化を図るものにつきましても、変更解釈ですとか、運用的には引き続き同じような考え方でやっているということで、運用上は問題がなかったということで、市民に対する権利義務への影響はないものと考えているものでございます。

次に、今後の対策でございます。多岐にわたる法改正の情報を把握しまして、当市の条例への影響の条項を見定めて、法の引用条項ずれの誤りが生じないようにすることは時間を要する作業で困難をきわめるものではあります。条例の整備を委託しております業者から法制担当のほうに法律が改正される情報がいただけるという流れに今現在なっております。これらの部分については平成十二、三年ぐらいから電子化されておりますので、それ以降については基本的には物が業者さんから来るという形になっておりました。また、官報による情報の収集ですとか、各原課が国や道から通知される所管する条例に関する情報、これらを把握しながら対応を図っていくものというわけではありませんけれども、今回企業さんからの通知が一部欠落していた部分があったり、それから先ほどもちょっと話しましたがけれども、電子化される前の法律改正があって改正がなされていないもの等々がございます。この後につきましても、現在内部で調整して検討しているものもございません。今後も随時改正を行ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次確認してまいりたいと思うのですけれども、まず1点目の不整合が起きた要因ということで、把握し切れなかったというような話があったと思うのですけれども、各議案の細かな点についてはここでは指摘しないのですけれども、引用条項のずれではかなり大きなずれがあったものも幾つかあったと思うのですが、それは基本的には法律を読むことで防げたミスではなかったのかなと思います。先ほど条例改正に至るまでの事務的な流れというのが若干説明があったと思うのですけれども、具体的に例えば国で法律案が改正されるということになれば国会に法律案が提案されるわけなのですが、それに基づいて事前に本来であれば担当課なりが、所管の法改正があるということであれば準備が始まっていくというのが事務的な流れだとは思いますが、その辺もう少し詳しく、法改正の発端から改正に至るまでの事務的な流れをもう少し細かく教えていただきたいと思っております。

それから、2点目の権利義務には影響がなかったということなので、これは非常によかったと安心しました。これについてはわかりましたということなのですが、最初の要因にも関係するのですけれども、最後の今後の対策についてなのですが、私がちょっと心配しているのは、昨今道内各地の自治体で事務的なミスが相次いでいるということで、最近も

上川管内のある市役所で、不祥事があったというのもあるのですけれども、事務的なミスが相次いで、最終的には市長が陳謝したというような事態もあったと思うのですが、その報道の中で、昨今事務が非常に錯綜しているとか、あるいは業務の知識や経験がうまく伝承されていないのも主な要因ではないかというような指摘があるのですけれども、砂川市における今回の不整合の遠因といたしますか、もとにあるものについては、各職員の経験が足りないのか、もしくは組織的にその体制を見直していかねばならないという課題であるのか、その辺の不整合に至った細かな分析といたしますか、その辺はどのように詳細を分析されているのか再度お伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、引用条項のずれの条例等々への影響の部分の業務的な流れということになるかと思うのですけれども、確かに国の法律は閣法もありますし、議員立法もあります。ただ、政府が提案する法律は決して1本1本の法律で提出されていなくて、実は一つの法律を改正すると幾つもの法律を一緒に変えていくというようなものもごございます。私どもの持っている条例の目的にある法律が直接変わるのであれば、当然国、道から情報が来ます。そこでわかります。ただ、そこではないところで定義の部分ですとか、そういうものを私どもの条例で定めているものについては、その定義法の変更の情報というのは縦ラインで道から来ることはないのです。それで、今はうちの例規集を更新していただいている事業者さんに、更新があった法律についてうちの引用条項があれば全部連絡いただきたいということの流れにしております。先ほどもちょっと触れましたけれども、法律に基づいてつくる条例、法律があって、条例で定めなさいという条例については国、道から一定程度情報が来ます。そこで抜け落ちることはほとんどないのですけれども、定義規定等で全然関係ない法律を私どもが引用してやる部分については、その法律が変わるのは前面に法律改正というのが国で出てきますけれども、それ以外の中に入っている法律改正はなかなか把握し切れないということがあって、今は事業者さんにまずはお願いする中で対応するしかないかなと思っておりますし、今回は武田圭介議員から非常に多岐にわたって問題ありますということをいただいたものですから、私どもも各原課それぞれ改めてチェックするよという形で調整させていただきました。業務をしている上で条例1本1本を端から端まで見ながら一々事業をやるということではなくて、事業をやるに当たってはその業務の処理の手法でまずはお客さん対応をしますので、ここの条例とどこがつながっているかというところまでなかなか職員が目がいかなかった部分があるのですけれども、今回武田圭介議員さんから指摘いただいたおかげで各課長、それから係長もいい機会を得て、みずからの所管する条例について気にしながら今後も執務に当たるといような形で対応していただける。そして、総務の法制担当としてもこれは広い視野を持って対応していけるというきっかけになったかなと思っておりますので、今後についても法令の変更等々については興味深く確認していかねばならないということは各

課それぞれ確認しているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 最後に、質疑というか、注文になるのかなと思うのですが、基本行政の仕事というのはどのような場面でも根拠が求められると、これは私も役所に入ったときから厳しく言われていて、それは簡単に言えば法律による行政の原理ということになるかと思うのですが、常に行政の仕事というのは法律に基づいて行わなければならないという原理で、これは至極当たり前の話でありまして、国あるいは道、各市町村を初め、新人研修なりでは必ずそれは科目に入っているということになるかと思えます。先ほど部長は気にしながら対応していくということなのだと思います。それは言うまでもない当たり前の話でありまして、行政の仕事というのは常に法令や条例を意識しながら進めていかなければならないというのは当然のことです。その基本となる条例の扱いがおろそかだと困りますということしかないのですが、先ほどは要は入れ子になっているような法律について把握し切れなかったというようなご答弁だったと思うのですが、その辺も含めて把握していかなければならない仕事である。重要な行政の仕事というのは、法律による行政の原理ということで、どんなささいな入れ子になっているような条文についても場合によってはそのもとの法律を参照しながら、現在の条例が適正なのかどうかということをしっかり確認しながら進めていただきたいということを、言いつ放しですが、これで私の質疑を終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号から第32号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております32議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午後 1時26分